

議会受付番号	文書質問第 18 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長 (市民活動部観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 18 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

平成 27 年 2 月 4 日に株式会社豊島屋代表取締役久保田陽彦氏より、市議会宛要望書（鎌倉市議会平成 27. 3. 4 受付第 2203 号）が提出された。

この要望書には、鎌倉市と締結したネーミングライツに関するパートナー締結時点のイメージと条例化後の海水浴場のイメージが大きく変わるのであれば契約の不履行と判断し、それなりの措置を講じる意向だと書かれていた。

その前段には、営業時間は事業主が取り決めるべきと書かれ、当時、修正案についての議論が議会で行われており、議員にとり、大変な圧力を感じた。

又、当該議会中は私にも久保田氏から相当の着信数があり、市政に介入をしてきた。

市としては、要望書にあるような、契約の不履行に「契約時のイメージと変わること」は、該当するのか。契約の有効はいつまでか。

2 質問の理由

条例化を検討するため

3 答弁

「契約時のイメージと変わること」が契約の不履行に該当するかについては、本市と株式会社豊島屋が平成 26 年 3 月 25 日に締結した鎌倉市海水浴場ネーミングライツ契約書において「契約の解除」を規定した第 13 条第 1 項に基づき、本市及び株式会社豊島屋との協議によって判断されるものと考えます。

なお、契約の有効期限につきましては、鎌倉市海水浴場ネーミングライツ契約書第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、毎年度の更新を行うことにより、最長で平成 35 年 3 月 31 日までとなっております。